(平成23年度第26号)

飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

牛用飼料1kgあたり → 100ベクレル

(これまでの牛用飼料の暫定許容値: 1kgあたり300ペクレル)

4月1日に食品の基準値が見直される予定です。 新基準値を超えない牛乳(1kgあたり50~クレル*) や牛肉(1kgあたり100~クレル*)が生産されるよう、 粗飼料の暫定許容値が定められました。



※現在検討中の基準値案

新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、ひきつづき、飼料を屋外に放置しないなどの適切な飼養管理をお願いします

> (参考)

- ▶ これまで1kgあたり100√ クルルを上回る飼料を給与していた場合は、牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げるためには、一定の期間がかかるため、1kgあたり100 √ クルル 以下の牧草等へ切り替えることとなります。(遅くとも搾乳牛は3月15日、搾乳牛以外は3月31日*まで)
 - ※肉用出荷する際には飼い直しが必要となることがあります
- 平成23年産の山梨県産稲わらのモニタリング調査(北杜市・ 韮崎市・中央市・富士河口湖町から5サンプル採取)では、いず れの検体でも放射性物質は検出限界(3~9ベクレル/kg)以 下でした。
- ▶ 本年4月以降の飼料作物のモニタリングについても関係団体や 農家の皆様のご意見を伺いながら実施していきます。

家畜の病気に関するお問い合わせは 山梨県西部家畜保健衛生所 まで TEL: 0551-22-0771 FAX: 0551-22-6728

夜間・休日の連絡は:090-5564-1018 または 090-5568-0817